

## 委託業務の内容確認及び返還方法等について

ア 対象事業の確認、計画変更の対応について

変更計画書提出及び委託費返還の流れについてはフローチャートを参照

### 【対象事業の定義】

- ・別紙委託要領に合致していること
- ・委託費の対象となるのは提出した計画書に記載されている事業とする
- ・準備していたが中止となった場合、準備にかかった消耗品費や印刷費及び中止の案内文の郵便料等は対象費用に含める
- ・要領に合致していれば計画の変更は可能
- ・上記について、計画していた事業が中止になり代替事業を行う場合は、対象事業となるか事前に確認するため、別紙の変更計画書を提出すること
- ・委託対象経費とその他の経費について明確に区別すること（対象外の事業に委託費を流用しないこと）

イ 委託費返還の方法について

- ・指定の口座へ残額を返還する（振り込み手数料が発生する場合は、それも対象経費として計上して良いこととするので、報告書にその金額を含めること）

委託業務の流れ（フローチャート）

